



平成27年10月22日

本明川学識者懇談会を開催します

国土交通省九州地方整備局では、平成17年3月に本明川の中期的な整備内容を定めた「本明川水系河川整備計画」を策定し、河川整備を進めて参りました。

現計画の策定以降、東北地方太平洋沖地震や九州北部豪雨による矢部川の堤防決壊、水防法等の一部改正など、河川を取り巻く状況が大きく変化しております。

このことから、昨年度現計画について点検を行い、今回新たな知見等を踏まえた河川整備計画の変更原案に対して、ご意見を伺います。

また、整備計画に基づいて実施される事業のうち事業評価の対象となる環境整備事業についての審議を行います。

記

■日時：平成27年10月26日（月） 14：00～16：00（予定）

■場所：長崎県県央振興局 研修棟会議室

■審議内容

- ①本明川水系河川整備計画（変更原案）について
- ②本明川総合水系環境整備事業の事業評価について

※傍聴はできます。定員等は次のとおりです。

定員：10名（希望者が定員を超えた場合は抽選）

受付：13:15～13:45

※撮影については、冒頭の挨拶までとさせていただきます。

その後も傍聴は可能です。

※公共交通機関をご利用ください。

※天候等により会議を中止する場合がございます。

■問い合わせ先： 国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所
技術副所長 平井 新太郎
調査第一課長 穴井 利明
電話（代表） 095-839-9211

1. 本明川学識者懇談会について

河川整備計画の点検等を実施する場として学識経験を有する方々で構成する「本明川学識者懇談会」を平成 26 年 10 月 3 日に設置しました。

河川法第 16 条の二の第 3 項に基づき、当懇談会の委員は本明川に精通した分野の専門家で構成されています。

(学識者懇談会の開催状況や委員名簿等は長崎河川国道事務所HP参照)

※河川法第 16 条の二の第 3 項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2. 河川整備計画について

河川法第 16 条の二により、河川整備基本方針に沿って河川管理者が策定する中期的な整備の内容を定めた計画です。

※河川法第 16 条の二

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という）を定めなければならない。

※本明川水系河川整備計画は平成 17 年 3 月 31 日に策定

(長崎河川国道事務所HP参照)